

◎被災区分所有建物の再建等に関する

特別措置法の一部を改正する法律

(平成二五年六月二六日法律第六二号)

一、提案理由(平成二五年五月一〇日・衆議院法務委員会)

○谷垣国務大臣

.....(略).....

続いて、被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、大規模な災害により区分所有建物が重大な被害を受けた場合や滅失した場合に、区分所有建物及びその敷地について、必要な処分を多数決により行うことを可能とする特別の措置を定めるものであります。

その要点は、次のとおりであります。

第一に、大規模な災害により重大な被害を受けた区分所有建物について、五分の四以上の多数により、取り壊す旨の決議やその敷地とともに売却する旨の決議等を可能とする制度を創設

することとしております。

第二に、大規模な災害により滅失した区分所有建物の敷地について、五分の四以上の多数により、これを売却する旨の決議をすることを可能とする制度を創設することとしております。

このほか、これらの決議の円滑な実施のために必要な規定を整備することとしております。

以上が、これらの法律案の趣旨でございます。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに可決していただきますようお願いいたします。

二、衆議院法務委員長報告(平成二五年五月二三日)

(本会議の会議録が未発行のため掲載できなかった。)

三、参議院法務委員長報告(平成二五年六月一九日)

○草川昭三君 たいだいま議題となりました三法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

.....(略).....

次に、被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法の一部を改正する法律案は、大規模な災害により区分所有建物が重大な被害を受けた場合に、区分所有建物及びその敷地の売却、区

分所有建物の取壊し等の必要な処分を多数決により行うことを可能とする特別の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、適用される大規模災害の範囲と指定基準、被災マンションにおいて必要な処分をすることができる多数決要件と決議に賛成しなかつた権利者及び利害関係人の保護の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。質疑を終局し、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

……………(略)……………

以上、御報告申し上げます。